

令和2年12月吉日

医療機関等の長 様

福岡市こども未来局こども部
こども発達支援課長

福岡市民の方への「産婦健康診査」実施のお願い

平素より、福岡市の母子保健事業につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
本市では、**令和3年1月1日以降に福岡市民が受ける産婦健康診査費用の助成**を開始しますが、本市が委託契約を締結していない医療機関等で受診された場合には、一定の要件を満たした場合に償還払い（払い戻し）ができます。

つきましては、貴院で分娩をされた福岡市民について、下記のとおり産婦健康診査を実施いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 実施をお願いする健診

令和3年1月1日以降、**出産後8週未満**の方に対する産婦健康診査

2 健診実施の流れ

(1) 福岡市民であることの確認

「福岡市妊婦健康診査助成券つづり」を所持していることにより、福岡市民であることを確認してください。

(2) 健診実施

別紙に記載する健診項目**すべて**を実施してください。

★ こころの健康チェック（エンジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）・赤ちゃんへの気持ち質問票）は、福岡市ホームページからダウンロードできます（「福岡市 産婦健診」で検索）。

(3) 健診結果の記入

ア 産婦本人が「福岡市産婦健康診査助成券」を所持している場合

（R2.7月以降に妊娠届出をされた方に交付しています）

→ 当該受診券に結果を記載し、「医療機関控」以外は**本人に返却**してください。

イ 産婦本人が「福岡市産婦健康診査助成券」を所持していない場合

→ 別添「産婦健診結果票」に記載の上、**本人に交付**してください。

(4) 領収書・診療明細書の発行

本人から健診料金を徴収したら、**領収書と診療報酬明細書**を交付してください。

(5) 行政による支援が必要と判断された場合

「情報提供書」及び「こころの健康チェック」2枚のコピーを住民票がある区の保健福祉センターへ送付してください。

※ いずれの様式も福岡市ホームページからダウンロードできます（「福岡市 産婦健診」で検索）。

裏面に続きます

3 償還払いについて ※手続きをするのは、受診者ご本人です。

(1) 助成の要件

以下**すべて**を満たしている場合に、**健診 1 回あたり上限 5,000 円 (産婦 1 人につき 2 回以内)**を本人に助成します。

ア 令和 3 年 1 月 1 日以降に、産婦健康診査を受診した方

※ 別紙に記載する項目すべての実施が必要です。

※ 保険適用となる検査・治療、出産後 8 週以降に受けた健診、赤ちゃんの健診は助成対象外

イ 産婦健康診査の受診日に福岡市民である方

ウ 出産後 8 週未満の方

(2) 手続きに必要な書類

① 福岡市新生児聴覚検査・産婦健康診査助成金交付申請書 (請求書) ★

② 結果を記入した「福岡市産婦健康診査助成券 (料金請求用)」又は「産婦健診結果票」★

③ 領収書、診療報酬明細書 又は 「証明書」★

産婦健康診査の領収金額、実施日、健診項目、医療機関名が分かるもの。

④ 振込先口座の通帳のコピー (預金名義人等が確認できるページ)

⑤ 認印 (窓口で、修正が必要な場合に使います)

⑥ 母子健康手帳

★の様式は福岡市のホームページからダウンロードできます (「福岡市 産婦健診」で検索)。

①の申請書 (請求書) は、区の保健福祉センター (保健所) 健康課の窓口でも配布しています。

③の「証明書」は任意の様式も可。

(3) 手続き方法

医療機関等にて産婦健康診査の費用を本人に一旦自己負担していただき、後日、(2) の手続きに必要な書類を準備の上、住民票がある区の保健福祉センター (保健所) 健康課に来所により申請をお願いしています。来所が難しい場合は、住民票のある区の保健福祉センター (保健所) 健康課へご相談ください。

(問合せ先)

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課

TEL : 092-711-4178 / FAX : 092-733-5534

別紙

1 健診項目

基本的な健診項目	問診（生活環境，授乳状況，育児不安，精神疾患の既往歴，服薬歴等）
	診察（子宮復古状況，悪露，乳房の状態等）
	体重・血圧測定
	尿検査（蛋白・糖）
こころの健康チェック	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
	赤ちゃんへの気持ち質問票

2 区保健福祉センターに情報提供を行う場合の目安

1	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の合計点数が9点以上で，支援が必要な場合（特にサポートする人がいない場合）
2	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の質問項目10が1点以上で，支援が必要な場合
3	赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で，他の質問票と総合して特に支援が必要と判断される
4	産後の気分の変化が続いている場合や精神疾患の既往がある場合，若年，生活困窮者である場合など，医師等が総合的な評価により継続した支援が必要と判断される

3 情報提供書の送付先<区保健福祉センター健康課>

区	郵便番号	住所	電話番号
東区	812-0053	福岡市東区箱崎 2-54-27	092-645-1077
博多区	812-0011	福岡市博多区博多駅前 2-19-24	092-419-1095
中央区	810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-1 6F	092-761-7338
南区	815-0032	福岡市南区塩原 3-25-3	092-559-5119
城南区	814-0103	福岡市城南区鳥飼 5-2-25	092-844-1071
早良区	814-0006	福岡市早良区百道 1-18-18	092-851-6622
西区	819-0005	福岡市西区内浜 1-4-7	092-895-7055